

護岸工の設計が不適切

1 件 不当金額(支出) 997万円
(前年度 1 件 198万円)

1 補助事業の概要

三重県は、平成27、28両年度に、河川等災害復旧事業として、三重郡菰野町大字田光^{たひか}地内の二級水系朝明川水系田光川において、台風により被災したえん堤、護岸等から構成される砂防設備を復旧するために、護岸工として巨石積護岸(左岸延長43.3m、右岸延長21.3m)等を事業費7844万円(国庫補助対象事業費7811万円、国庫補助金額5210万円)で築造した。

同県は、護岸工の設計を「建設省河川砂防技術基準(案)同解説」等に準拠して同県が制定した「砂防技術指針(案)」(指針)等に基づいて行うこととしている。指針によれば、現況最深河床高から護岸の基礎工の天端までの深さ(根入れ深さ)については、地質に応じて0.5mから1.0mまで確保することとされており、同県は、本件護岸工の左岸側の設計に当たり、河床を洗掘から保護する床固工(厚さ0.8m)を指針等に基づき施工しており、この床固工を施工した区間については、床固工が底部まで洗掘されることがないことから床固工の厚さに合わせて根入れ深さを0.8mとし、床固工を施工しない区間については、現場の地質が砂れきであることから根入れ深さを1.0mとそれぞれ決定していた。

2 検査の結果

同県は、図面を作成する際に、左岸側護岸において、被災していない既設護岸の天端位置を考慮した一定の勾配となるよう、復旧させる護岸の天端位置を当初の計画よりも最大1.0m高くすることとし、基礎工の天端位置もそれに合わせて高くしてしまったことから、根入れ深さが、床固工を施工した区間においては0.22mから0.8mまで、床固工を施工していない区間においては0.22mから1.0mまでとなっていた。

このため、本件護岸工のうち左岸側護岸は、指針等により必要とされる根入れ深さが確保されておらず、河床や床固工の洗掘が進行すると護岸等に損傷が生ずるおそれがある状況となっていた。現に、洗掘が進行したことにより床固工の下流側端部から延長7.5mにわたり護岸の基礎が露出していた。

したがって、本件護岸工のうち左岸延長43.3m(工事費相当額1496万円)は、設計が適切でなかったため、河床等の洗掘に対応できない構造となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額997万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
三重県	三重県	河川等災害復旧	平成 27、28	円 7844万 (7811万)	円 5210万	円 1496万 (1496万)	円 997万